

広島県告示第六百三十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によつて、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和四年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

令和四年八月八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社大誠

三原市須波二丁目二〇番二六号

代表取締役 高山 竜治

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―三）第三六〇五二号

四 処分の内容

とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取り消し

五 処分の原因となつた事実

株式会社大誠の役員は、刑法第二百四条の罪により懲役刑が確定（平成二十八年六月八日付け広島高等裁判所）し、その刑の執行を終了した平成二十九年七月十九日から五年を経過しない期間に役員に就任していた。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められる。